

自民党障害者問題特別委員会のまとめ（案）

障害者自立支援給付法（仮称）について

自由民主党障害者問題特別委員長 八代 英太

自民党障害者問題特別委員会は、小委員会を設置して、支援費制度に替わる、グランドデザイン全般について精力的に議論した。

障害者が社会参加し、就労し、自立するために、国・地方公共団体・民間をも含めて如何に支援すべきかを議論してきた。

日本を代表する障害者団体のリーダーも会議に参加し、政府が提案しようとしている「障害者自立支援給付法」や「障害者雇用促進法」の改正案をたたき台に、今後の障害者福祉のあり方等も含めて議員・政府・障害者団体が一堂に会して熱心に取り組んできた。

以下「障害者自立支援給付法」及び「障害者雇用促進法」の改正案に示された改革の方向性を踏ましつつ、その論点を整理し、これを小委員会のまとめとする。

平成17年1月31日

緒

（基本的な課題）

- この法律の基本的課題として、あくまでも、障害者の自己決定を尊重し、障害者の社会参加を促進するよう、協力、支援しなければならない。

（法律の問題として、速やかに対処すべき課題）

- 新たな法律の名称は、障害者自身もある程度、利用負担をする以上、「給付」は削除し、「障害者自立支援法」とすべきである。

（今後更に検討すべき課題）

- この法律による、障害者の利用負担については、本人の所得を基本とし、親・兄弟・子供を含め、扶養義務者への負担は無いものとすること。
- この法律によって、障害者が支援を受ける場合、原則1割の負担となるが、激変緩和を考慮し、障害者の厳しい所得の現状も配慮して、負担を求めるうこと。
- この法律による障害者の利用申請手続きは、できるだけ簡略化や便宜が図られるようにすること。
- この法律に、新たに設けられる「給付審査会」のメンバーは、障害者について十分理解している人物を優先して選ぶこと。
- この法律による、サービス利用計画の立案は、地方自治体と障害者各種団体の意見を尊重しつつ、連携して行われるようにすること。
- 障害者の就労と介護は、密接に関連することに鑑み、新たな法律による福祉サービスについて、職場の行う支援と連携し、障害者の心身状況に応じて、職場への移動や職場での介護等も彈力的に利用できるようにすること。
- 新たな法律を踏まえて、支援を受ける障害者の範囲について、身体・知的・精神の三大カテゴリーのほか、発達障害・難病等、日常生活が困難な人々も対象とすること。

以上